

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています

指定の番号	国土交通大臣指定第14号
指定の有効期間	令和2年10月30日から令和7年10月29日まで
機関の名称	株式会社住宅性能評価センター
主たる事務所の住所	本社 東京都新宿区新宿1丁目7番1号 電話番号 03(5367)8730 東北事務所 宮城県仙台市宮城野区榴岡4丁目1番8号 電話番号 022(292)3051 北関東事務所 栃木県宇都宮市中河原町3番19号 電話番号 028(610)7140 中関東事務所 埼玉県さいたま市北区宮原町3丁目306番地1 電話番号 048(661)7711 東関東事務所 千葉県松戸市東松戸1丁目3番地の4 電話番号 047(704)6151 西関東事務所 東京都町田市原町田4丁目1番11号 電話番号 042(709)0420 関西事務所 大阪府大阪市淀川区西中島5丁目14番5号 電話番号 06(6885)3670 西関西事務所 兵庫県加古川市加古川町溝之口788番地 電話番号 079(456)9680 九州博多事務所 福岡県福岡市博多区住吉3丁目1番1号 電話番号 092(271)5830 中九州事務所 福岡県久留米市東町5番地13 電話番号 0942(36)6580 東九州事務所 宮崎県宮崎市大工1丁目10番40号 電話番号 0985(35)5547 南九州事務所 鹿児島県鹿児島市山之口町1番10号 電話番号 099(208)2400
代表者氏名	代表取締役 吉川 到
業務区域	日本全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号) 第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	法第6条の2に規定する建築物に係る確認、法第7条の4及び法第7条の2に規定する検査並びに法第7条の6に規定する仮使用認定とする 但し以下の建築物の業務は行わない (1)高さ60mを超える建築物
実施する業務の態様	建築基準法第6条の2に規定する建築物、第87条の4に規定する建築設備、第88条に規定する工作物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定